

「入試日程 A」の修士課程一般入試における指導教員の志望および決定方法

東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻

1. 指導教員の志望順位のつけ方

『入試案内書』に含まれている「志望調査票」には、指導教員となることが可能な教員の名前が記載されている。受験生は出願時に、指導を希望する教員を最大で5名まで選び、志望調査票に志望順に番号を記入して提出する。出願後は志望順位を変更することはできない。

2. 「入試日程 A」による合格者およびその指導教員の決定

合否は入試の成績のみによって決定される。また、指導教員の決定は入試の成績と受験者の希望を基にして決定される。ただし、各教員が効果的に指導できる学生の数には限りがあるため、各教員が受け入れる修士一般入試合格者数は3名を目安とする。ただし、協力講座教員（東洋文化研究所、社会科学研究所所属の教員）が指導教員となる合格者数は必ずしも3名とは限らず、国際協力学専攻入試委員会において決定される。これらの原則に基づき、合格者およびその指導教員を次の手順で決定する。

- (1) 国際協力学専攻入試委員会は、筆記試験（TOEFLを含む）と口述試験（書類審査を含む）の合計点による総合順位のみを基に合格者を決定する。
- (2) ① ある教員を第1志望とする合格者の合計が3名以下の場合
その全ての合格者は第1志望の教員が指導教員となる。
② ある教員を第1志望とする合格者の合計が4名以上の場合
総合順位の高い順に3名の合格者についてはその教員が指導教員となる。さらに、国際協力学専攻入試委員会の審議によって、総合順位の高い順に若干名の合格者についてもその教員が指導教員となることもある。
- (3) (2)の手順で指導教員が決定されなかった合格者については、総合順位の上位者より順に、第2志望とする教員のその時点での受け入れ合格者数が2名以下であった場合、または3名以上であっても国際協力学専攻入試委員会の審議によって認められた場合には、第2志望教員が指導教員となる。
- (4) 全ての合格者の指導教員が決定されるまで、(3)の手順を第3志望から第5志望まで繰り返す。
- (5) (1)～(4)の手順では指導教員が決定されなかった合格者については、国際協力学専攻入試委員会の審議によって指導教員が決定される。

3. 「入試日程 A」による合格者の指導教員の通知

合格者の指導教員は、合否発表の後郵送される合格通知によって、合格者に通知される。

「入試日程 B」の修士課程一般入試における指導教員の志望および決定方法

東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻

1. 指導教員の志望順位のつけ方

『入試案内書』に含まれている「志望調査票」には、指導教員となることが可能な教員の名前が記載されている。受験生は出願時に、指導を希望する教員を最大で5名まで選び、志望調査票に志望順に番号を記入して提出する。出願後は志望順位を変更することはできない。

2. 「入試日程 B」による合格者およびその指導教員の決定

合否は入試の成績のみによって決定される。また、指導教員の決定は入試の成績と受験者の希望を基にして決定される。ただし、各教員が効果的に指導できる学生の数には限りがあるため、各教員が受け入れる「入試日程 A」による合格者と「入試日程 B」による合格者の総数は3名を目安とする。ただし、協力講座教員（東洋文化研究所、社会科学研究所所属の教員）が指導教員となる合格者数は必ずしも3名とは限らず、国際協力学専攻入試委員会において決定される。これらの原則に基づき、「入試日程 B」による合格者およびその指導教員を次の手順で決定する。

- (1) 国際協力学専攻入試委員会は、筆記試験（TOEFL スコアを含む）と口述試験（書類審査を含む）の合計点による総合順位のみを基に合格者を決定する。
- (2) ① ある教員を第1志望とする「入試日程 A」による合格者の合計が2名以下であった場合、その教員を第1志望とする「入試日程 B」による合格者については総合順位の高い順に、その教員が受け入れる「入試日程 A」による合格者と「入試日程 B」による合格者の総数が3名を超えない範囲で指導教員となる。また、或る教員が受け入れる「入試日程 A」による合格者と「入試日程 B」による合格者の総数が3名に達している場合でも、国際協力学専攻入試委員会の審議によって、総合順位の高い順に「入試日程 B」による合格者の更なる若干名について、その教員が指導教員となることもある。
② ある教員を第1志望とする「入試日程 A」合格者の合計が3名以上であった場合、その教員は原則的には「入試日程 B」による合格者の指導教員とはならない。但し、国際協力学専攻入試委員会の審議によって、総合順位の高い順に若干名の「入試日程 B」による合格者についてもその教員が指導教員となることもある。
- (3) (2)の手順で指導教員が決定されなかった「入試日程 B」による合格者については、総合順位の上位者より順に、第2志望とする教員が受け入れる「入試日程 A」による合格者と「入試日程 B」による合格者の総数がその時点で2名以下であった場合、または3名以上であっても国際協力学専攻入試委員会の審議によって認められた場合には、第2志望教員が指導教員となる。
- (4) 「入試日程 B」による全ての合格者の指導教員が決定されるまで、(3)の手順を第3志望から第5志望まで繰り返す。
- (5) (1)～(4)の手順では指導教員が決定されなかった「入試日程 B」による合格者については、国際協力学専攻入試委員会の審議によって指導教員が決定される。

3. 「入試日程 B」による合格者の指導教員の通知

合格者の指導教員は、合否発表の後郵送される合格通知によって、合格者に通知される。